

基準単価（単位：千円、1事業所又は1定員当たり）

		①障害福祉サービスを円滑に継続するための対応	②災害備蓄等への対応
事業所・施設の種別（※1）		気候変動の影響による猛暑などの困難な事態においても障害福祉サービスを継続するための対策に費用を支出した事業所・施設	災害発生時にサービス提供体制を維持するために必要な設備・備品等を整備するために費用を支出した事業所・施設
1	居宅介護	200千円 /事業所	
2	重度訪問介護	200千円 /事業所	
3	同行援護	200千円 /事業所	
4	行動援護	200千円 /事業所	
5	重度障害者等包括支援	200千円 /事業所	
6	生活介護	200千円 /事業所	
7	療養介護	200千円 /事業所	
8	自立訓練（機能訓練）	200千円 /事業所	
9	自立訓練（生活訓練）	200千円 /事業所	
10	宿泊型自立訓練	200千円 /事業所	
11	就労選択支援	200千円 /事業所	
12	就労移行支援	200千円 /事業所	
13	就労継続支援 A 型	200千円 /事業所	
14	就労継続支援 B 型	200千円 /事業所	
15	就労定着支援	200千円 /事業所	
16	自立生活援助	200千円 /事業所	
17	児童発達支援	200千円 /事業所	
18	医療型児童発達支援	200千円 /事業所	
19	放課後等デイサービス	200千円 /事業所	
20	居宅訪問型児童発達支援	200千円 /事業所	
21	保育所等訪問支援	200千円 /事業所	
22	計画相談支援	200千円 /事業所	
23	地域相談支援（地域移行支援）	200千円 /事業所	
24	地域相談支援（地域定着支援）	200千円 /事業所	
25	障害児相談支援	200千円 /事業所	
26	施設入所支援	6千円 /定員	
27	短期入所	6千円 /定員	
28	共同生活援助（介護サービス包括型）	6千円 /定員	
29	共同生活援助（日中サービス支援型）	6千円 /定員	
30	共同生活援助（外部サービス利用型）	6千円 /定員	
31	福祉型障害児入所施設	6千円 /定員	
32	医療型障害児入所施設	6千円 /定員	
対象経費の例（※2）		<p>【訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所】</p> ア. 燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費 イ. ネットクーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費	<p>【訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、入所系サービス事業所・施設】</p> ア. 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費 イ. ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費 ウ. 衛生用品、医療用品等の購入等経費 エ. 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費 オ. その他災害への備えとして必要と認められる経費
交付額（補助額）		・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 ・基準単価を超えない範囲で、1事業所・施設に①及び②の両事業を交付することができる。	

※1 施設入所支援、短期入所、共同生活援助（介護サービス包括型）、共同生活援助（日中サービス支援型）、共同生活援助（外部サービス利用型）、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の定員数は、令和7年4月1日時点の定員数を基準とする。
 交付申請時点で指定等を受けている事業所・施設を補助対象とし、休止中の事業所・施設は対象外となるが、交付申請時点で事業を再開している場合は対象とする。

※2 ここに記載するものは対象経費として考えられるものを例示したものであり、本事業の目的に則した設備備品等を選定している場合は、幅広く対象経費とする。
 ただし、補助の対象となるのは、県が交付決定した日以降に事業所・施設が購入等した経費とし、過去（交付決定日より前の日）に購入等した経費については、補助の対象とならない。